

## パオレビル ふれあい広場使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、パオレビルふれあい広場（以下「本広場」という。）使用について、必要な事項を定める。

### (使用の制限)

第2条 本広場の使用は、公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、次の各号に掲げるものについては許可しない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性または宗教性のあるもの
- (4) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (5) 青少年保護及び健全育成にとって適切でないもの
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 使用者が反社会的勢力に該当するとき、及び使用内容が反社会的内容であると株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「センター」という。）が認めたとき。
- (8) その他、使用が適当でないとセンターが認めたとき。

### (広場の使用時間)

第3条 本広場の使用時間は9時から19時までとする。

### (広場の使用料)

第4条 本広場の使用料は、1日30,000円（税抜）とする。本広場の使用に合わせて広場前の大型サイネージを使用する場合は、使用料に5,000円（税抜）を加算する。なお、使用にあたりサイネージ管理者が常駐しなくてはならない場合は、必要に応じて料金等について使用者とサイネージ管理者の間で協議するものとする。

また、公共性の高いもの及びセンターが特に認めたものについては、減額または無料とすることができる。

(使用料の支払い方法)

第5条 使用料は、センターの発行する請求書により、使用日の前日までに指定口座に振り込む。

2 振込手数料は使用者が負担する。

(キャンセルと返金)

第6条 徴収した使用料は原則として返金しない。ただし、センターが使用許可を取り消した場合、又は荒天・災害・事故等使用者の責めによらない不可抗力により使用が出来なかった場合は全額を返金する。

2 前項の返金は、原則として利用者の指定する銀行口座へ振込する。この場合、前納金額から振込手数料を差し引いて返金するものとする。

(申請方法)

第7条 本広場使用の申請は別紙「パオレビルふれあい広場使用申請書」をセンターに、原則として使用日の1週間前までに提出することにより行う。

(備品の貸し出し)

第8条 本広場の使用にあたり、使用者はセンターから以下の備品の貸し出しを受けることができる。

備品名	料金(税抜)
ポータブルアンプ	3,000円/日
イベント用テント(3.55m×2.67m)	無料
テーブル	無料
ロープパーテーション	無料

(転貸・譲渡の禁止)

第9条 使用者は、本広場の使用について第三者に譲渡または転貸してはならない。

(使用に関する届出等)

第10条 本広場の使用に際して行政等に対する申請・申告・届出が必要な場合は、すべて使用者が行うものとする。

(原状復帰)

第11条 使用者は、本広場使用終了までに施設等を原状に復帰しなければならない。また、使用時に出たゴミ等については自らの責任において持ち帰らなければならない。

(損害賠償)

第12条 センターは、本広場使用中の盗難および事故等の責任は一切負わない。

- 2 本広場の使用にあたり、建物、設備、備品（センターから貸し出したものを含む）、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、何人の所為であることを問わず、使用者が賠償の責を負うものとする。